

## ■ベトナム法整備支援第56回本邦研修を実施しました。

平成29年5月22日（月）から同年6月3日（土）までの間、大阪において、ベトナムの裁判官や最高人民裁判所の職員を対象に「ベトナム法整備支援第56回本邦研修」を実施しました。本研修では、裁判実務改善支援の一環として、当事者主義及び判例制度をテーマとして取り上げました。

ベトナムの訴訟手続は職権主義が採用されていますが、近年、当事者主義的な構造に転換しようという動きがあります。また、判例制度は、平成27年に新たに導入されたもので、最高人民裁判所により選定された判例が拘束力を有するという制度です。このような背景があって、当事者主義及び判例制度を取り上げました。



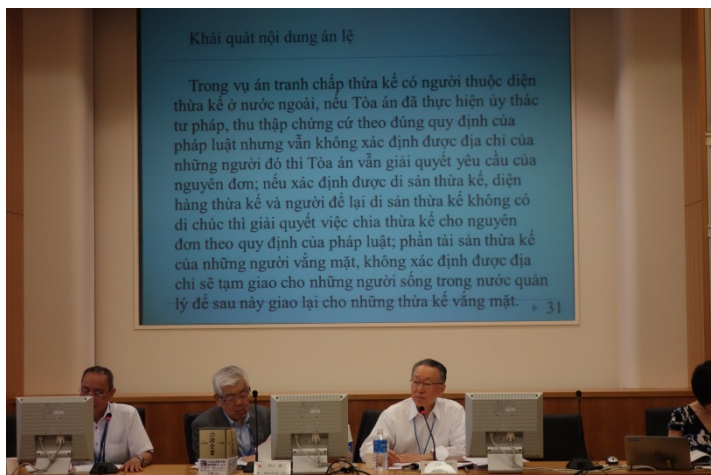
【川嶋四郎教授による講義（同志社大学）】

同志社大学を訪問し、川嶋四郎教授から、処分権主義や弁論主義といった、私的自治に基づく民事訴訟法における諸原則について講義を受けました。



【阪口彰洋弁護士による講義（大阪弁護士会館）】

大阪弁護士会館において、小原正敏大阪弁護士会会長（日本弁護士連合会副会長）を表敬しました。その後、阪口彰洋弁護士から、当事者主義の下での訴訟活動について講義を受け、弁護士の訴訟活動や裁判所による争点整理の重要性を学びました。



【村上敬一元判事，遠藤賢治弁護士による講義】

村上敬一元東京高等裁判所部総括判事，遠藤賢治弁護士・早稲田大学名誉教授（元京都家庭裁判所長）から、判例制度について講義を受けた後、既に選定された10件の判例を題材として、それぞれの拘束力の対象や範囲等を検討しました。講師と研修員との間で活発に意見交換が行われ、判例制度の運用にあたっての問題点や課題が共有されました。